

平成 2 4 年 1 1 月 2 1 日  
2 0 5 会 議 室

平成 2 4 年第 2 2 回  
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成24年第22回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成24年11月21日(水)
- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 開会  | 午後 1時30分          |
| 閉会  | 午後 2時15分          |
| 休憩① | 午後 1時34分～午後 1時34分 |
| 休憩② | 午後 1時38分～午後 1時39分 |
| 休憩③ | 午後 2時11分～午後 2時12分 |
| 休憩④ | 午後 2時14分～午後 2時14分 |

- 2 場 所 205会議室

- 3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一  
古 岡 邦 人 平 山 いづみ  
小 町 邦 彦

署名委員 古 岡 邦 人

- 4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	小町 邦彦	教育部長	新土 克也
教育総務課長	小林 健司	学務課長	小林美佐子
学校給食課長	近藤 忠信		

- 5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第33号 立川市教育委員会教育長の任命について
- (2) 議案第34号 分限懲戒等について

### 2 協議

- (1) 立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例について
- (2) 立川市における小学校の学校適正規模の考え方（素案）について

### 3 報告

- (1) 学校給食におけるアレルギー対応方針について
- (2) 子ども未来センター開設に伴う諸規則（立川市地域学習館条例施行規則、立川市市民体育館条例施行規則、立川市練成館条例施行規則、立川市運動場条例施行規則）の一部改正について

### 4 その他

## 平成24年第22回立川市教育委員会定例会議事日程

平成24年11月21日

205会議室

### 1 議案

- (1) 議案第33号 立川市教育委員会教育長の任命について
- (2) 議案第34号 分限懲戒等について

### 2 協議

- (1) 立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例について
- (2) 立川市における小学校の学校適正規模の考え方（素案）について

### 3 報告

- (1) 学校給食におけるアレルギー対応方針について
- (2) 子ども未来センター開設に伴う諸規則（立川市地域学習館条例施行規則、立川市市民体育館条例施行規則、立川市練成館条例施行規則、立川市運動場条例施行規則）の一部改正について

### 4 その他

---

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成24年第22回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員の指名を行います。署名委員に古岡委員、お願いします。よろしいでしょうか。

○古岡委員 かしこまりました。

○福田委員長 次に議事内容の確認を行います。議案2件、協議2件、報告2件でございます。

その他は議事進行過程で確認をいたします。

議案の審議に先立ちまして、前澤教育長の後任として新たに教育委員に就任されました小町邦彦教育委員に、ご挨拶をお願いいたします。

○小町委員 本日、教育委員を拝命しました小町邦彦と申します。よろしくをお願いいたします。

前職は、総合政策部長として行政計画、運営計画でございます総合計画や、国有地をはじめとするまちづくりの企画調整を担当してまいりました。この仕事の中で、まちづくりは人づくりという思いを強くしたところでございます。と申しますのも、地域の中で様々な方たちが地域の問題解決に向けて大変に活躍をいただいております。しかし、残念ながらその輪がなかなか広がらないのが現状でございます。そこで、ふるさと立川と呼べるまちづくりを担う人材育成、人づくりが大切と思いたった次第でございます。

今後は教育委員として、この人づくりに取り組んでまいりたいと考えています。この取組にあたりましては、学校長をはじめとする先生方はもちろん、市民、関係機関、関係団体、事業所、大学等、多様な連携をもとにまちの未来を託す市民を育成してまいりたいと考えています。この点に関しましては三十数年、行政を担ってきたということもございますので、そういったネットワークを活かせるものと考えています。いわばオール立川の力を結集した人づくりを目指して、教育委員の一人として、教育委員長をはじめとする教育委員の皆様とともに邁進してまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福田委員長 どうもありがとうございました。是非よろしくどうぞお願い申し上げます。

次に議席の指定を行います。

小町教育委員の議席は、立川市教育委員会会議規則第5条の規定により委員長が指定することになっておりますので、現在お座りになっている議席を指定いたします。

次に出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の教育委員会事務局の管理職の出席でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、学校給食課長でございます。

---

◎議 案

(1) 議案第33号 立川市教育委員会教育長の任命について

○福田委員長 それでは議案に入ります。

議案第33号、立川市教育委員会教育長の任命について、を議案とします。

議案第 33 号、立川市教育委員会教育長の任命については、人事案件でございますので秘密会として進行したいと思いますが、委員の皆様、ご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしとのことでございますので、秘密会として取り扱います。

暫時休憩といたします。説明員及び傍聴者のご退室願います。

午後 1時34分休憩

---

午後 1時39分再開

○福田委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま教育長の選任を行いました。その結果、小町邦彦教育委員が新しい教育長に任命されましたので、ご報告申し上げます。

つきましては、小町邦彦教育長に教育長就任のご挨拶をお願い申し上げます。

○小町教育長 ただいま教育長を拝命しました小町邦彦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

教育委員会の業務を司り、教育委員会事務局を指揮監督するという、教育長という職務を担わせていただくことになりました。370名を超える教育委員会の職員の力を最大限発揮できるように、意を用いて真剣に取り組んでまいりたいと考えています。

申すまでもなく仕事はチームで進めるものでございます。多くの職員が自分の役割を踏まえて、組織としての自分の役割をしっかりと果たすことが肝要であります。また、その仕事を進める上では創意工夫を旨とすべきであります。しかし実際には昨今のIT化も影響しているのでしょうか、職員間のコミュニケーションが希薄になる傾向があります。一昔前ならば仕事は人、フェイス・ツー・フェイスの関係性が仕事の基礎を形づくっていました。その基本的なことがなござりになってきているように感じております。是非、原点に戻りまして、ほうれんそうの励行と創意工夫により、仕事の精度を高めてまいりたいと考えています。

また、学校教育及び生涯学習、文化、スポーツ、どれ一つをとっても市長部局との緊密な連携が必要であります。特に平成25年度は国体の本大会を迎える年でございます。多摩の中核市として本市で行われる競技関係以外にも全国からたくさんの選手、役員をはじめとする来観者をお迎えするということになっております。これはまさに市の総力を挙げて対応する必要があると考えています。

今後は教育長として教育委員会で決定した事項に以上のような基本姿勢で取り組んでまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。小町新教育長のご挨拶がございました。

これから、事務局並びに我々教育委員一同、小町教育長を支えてまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に議事進行についてお諮りします。議案(2)議案第34号は分限懲戒等についての人事案件でございますので、秘密会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 ご承認いただきましたので、議案第34号、分限懲戒等については秘密会といたします。傍聴の方にご配慮して、2の協議、3の報告を先議し、その後に秘密会として議案第34号、分限懲戒等についての順序で議事を進めてもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 異議なしとのことでございますので、これからの議事はそのように進めてまいります。

---

◎協 議

(1) 立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例について

○福田委員長 次に協議に移ります。

協議 (1) 立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例について、を協議します。  
お手元の資料、立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例についてをご参照願います。

近藤学校給食課長、ご説明等お願いします。

○近藤学校給食課長 それでは立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

平成 25 年 3 月 31 日をもちまして、立川市栄町 6 丁目 13 番地の 1、立川市第一学校給食共同調理場、及び立川市一番町 4 丁目 55 番地の 2、立川市第二学校給食共同調理場の 2 施設を廃止し、平成 25 年 4 月 1 日から立川市泉町 1156 番地の 14 に、新たに 1 場に統合した共同調理場を整備することに伴い、立川市学校給食施設設置条例第 2 条に関しまして、施設の名称と位置を定めるものでございます。よろしくご協議をお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例についての説明を終了いたします。これは新学校給食共同調理場の開設に伴う改正でございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご意見等お願い申し上げます。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例について、質疑及び協議を終了いたします。

立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。立川市学校給食施設設置条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

---

◎協 議

(2) 立川市における小学校の学校適正規模の考え方(素案)について

○福田委員長 次に協議(2)立川市における小学校の学校適正規模の考え方(素案)について、を協議します。

お手元の資料、立川市における小学校の学校適正規模の考え方(素案)を参照願います。

小林学務課長、ご説明をお願いいたします。

○小林学務課長 この素案につきましては、平成 24 年 8 月 9 日の教育委員会定例会で確定し



たものでございますが、今回の定例会でまた素案に対しましてご審議いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。これより質疑及び協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、特段の加筆及び修正があれば、お願ひ申し上げます。

はい、田中委員。

○**田中委員** ただいま小林学務課長から説明がありましたが、立川市における小学校の学校適正規模の考え方（素案）ですけれども、この素案から案の段階に格上げをしていただきたいと思ひます。この素案を作成するにあたっては、私どもはこれまで講師を招いての勉強会あるいは学校訪問での聞き取り、定例会での自由協議及び協議など、十数回にわたって検討に検討を重ねてきた素案であります。

したがいまして、特段問題がなければ、素案から案に格上げをお願ひしたいと思ひます。なお、この素案から案に承認された場合は、事務局として今後どのような手続きと実施の方向を進めていくのか、その考えについてお伺ひできればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

今、田中委員から、素案から案に格上げということをお願ひしたいと。と同時に案が承認された場合は、事務局として今後どのような手続き、実施の方向などを考えていますかというようなご意向だったと思ひますけれども、この素案でございますけれども、私たちのほうで、先ほど小林学務課長からありましたように、8月9日を最後にこの素案を確定したわけです。これを再度皆さんにお目通しいただきまして、これに対する特段の加筆及び修正があれば、お願ひします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、この素案を案に格上げすることに対してご異議ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、立川市における小学校の学校適正規模の考え方（素案）を案に格上げをするということでお願ひ申し上げます。

次に田中委員のご提案のほうに入りますけれども、今、案として承認いただきましたけれども、事務局として今後どのような手続きと実施の方向などをお考えなのか、具体的に小林学務課長のほうでそのご説明を願ひます。

○**小林学務課長** ただ今、案として確定いたしましたので、12月13日の文教委員会で報告をする予定でございます。その後1月ごろにパブリックコメントを実施し、その結果をまた皆様にご報告したいと考えております。

なお、追加でございますが、素案が確定しました後、11月8日の政策会議において説明を行いました。特にご意見はございませんでした。

○**福田委員長** 政策会議においては特段のご意見はないということでございますね。この後は12月13日の文教委員会でこれの説明をするということですね。そして年明けの1月に市民

の皆さんにパブリックコメントを実施するという手順でございますね。

そういうことでございますけれども、委員の皆さん何かご意見ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、今のような方向性、流れでもって事務局でお願いを申し上げます。

それでは、ないようでしたら立川市における小学校の学校適正規模の考え方（素案）についての協議を終了いたします。

立川市における小学校の学校適正規模の考え方（素案）について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。立川市における小学校の学校適正規模の考え方（素案）については承認されました。

---

## ◎報 告

### （１）学校給食におけるアレルギー対応方針について

○**福田委員長** 次に報告に移ります。

報告（１）学校給食におけるアレルギー対応方針についての報告でございます。

資料はございません。口頭のみ説明でございます。

近藤学校給食課長、お願いいたします。

○**近藤学校給食課長** それでは平成 25 年度からの小学校給食におけるアレルギー対応方針について、ご報告をさせていただきます。

立川市ではアレルギーを持った子どもに対し、他市よりも多くの食品について現在対応しておりますが、今後、アレルギーを持つ子どもは増えていく状況であることから、平成 25 年度からの小学校給食において、安全な給食を提供することができる一定の方針を定めましたのでご報告をさせていただきます。

国の学校給食における食物アレルギー対応の考え方は、学校給食は学校教育の一環として実施をしていることから、食物アレルギーを有する児童に対しても可能な限り対応すること、努めると定めておりますが、取り組みガイドラインでは、保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応をすることは、かえって事故を招く危険性があることを指摘しており、現状で行える最良の方策を検討し実施すればよいとしております。

立川市の現在の取組ですが、学校給食は児童の心身の健全な発達のためだけではなく、食育の観点からも重要な教材としての役割を担っていることから、単独調理校は除去食または代替食、調理場は対象人数が多く、また設備も整っていないために除去食のみで対応しております。

また食物アレルギーを持つ児童数及び対応児童数の推移を見ますと、特に最近 3 年間はかなり増えてきております。平成 24 年度は、平成 23 年度にアレルギー事故が 4 件ございましたので、その関係から、学校側が保護者に対してアレルギーの申告をかなり重要と捉えて訴

えたことによりまして、24年度はかなり申請数が増えてきております。しかしながら給食で対応する必要のない児童の方々も申請しておりますので、アレルギーを持つ児童数が増えておりますけれども、対応する人数は特に大幅に増えたということではございません。

現在の学校給食でのアレルギー対応は、栄養士、調理員、配膳員、それから学校の担任など、何重ものチェックを行って安全な給食の提供に努めているところでございます。食物のアレルギーというのは、一歩間違えますと命に関わる重大な事故になる可能性があります。今後ますます対象者が増えていき、また多様化していくということを考えますと、特に単独校の調理関係では調理の環境を考えますと、今の対応を続けていくことは不可能と考えております。

それに対しまして、来年度運用開始となります新学校給食共同調理場におきましては、専門のアレルギー専用室ができます。また、調理をする専門の調理員、栄養士もそこに配置されます。そういうことを考えまして、新学校給食共同調理場ではアレルギー対応は充実を図れると考えております。

そこで来年4月からの対応でございますが、昨年の12月以降中止しておりますナッツ類は、正式に学校給食では対応いたしません。また、作業中に飛散するおそれのあります小麦粉とすりゴマにつきましても、対応はいたしません。具体的な対応方針ですが、単独調理校、調理場共通の事項といたしましては、アナフィラキシーショックを発症する可能性のある場合は、対応は一切いたしません。ただし、年度途中でアレルギーの症状が改善され対応内容が変更になったという場合におきましては、医師の診断書をもちまして対応していきたいと思っております。また、少しでも子どもさんに食べてもらえるように、献立につきましても工夫をしていきたいと思っております。

それから卵と乳のアレルギー、これは一番お子様のアレルギーで多いベスト2ですが、卵乳アレルギーを持っているお子様につきましては、単独調理校は卵と乳抜きのパンを提供いたします。また調理場校につきましても卵抜きのパンは提供いたしたいと思っております。現在、調理場はパンにつきましては一切対応しておりませんので、来年度は卵抜きのパんにつきましては対応していきたいと考えております。

また栄養面を考えまして、現在は牛乳のアレルギーを持っているお子様につきましては飲んでいないという状況でございます。やはり栄養バランスを考えた給食の一環ですので、牛乳アレルギーのお子様につきましては、希望する場合、新たに豆乳を提供していきたいと考えております。

次に、それぞれ学校ごとの対応ですが、まず単独調理校の対応です。対応品目につきましては、アレルギーの多い卵と乳製品に限定いたしまして除去食と代替食を対応していきたいと思っております。その他、アレルギー原因の多いエビ、カニなどの甲殻類につきましても、作業工程上、最後に入れる場合は対応できますので対応いたします。そして果物、シャーベットなど一個一個、小包装になっているものにつきましては、替わりのもので対応していきたいと考えております。

次に調理場での具体的な対応ですが、除去食につきましては、今までどおり作業工程上、最後に入れるものにつきましては引き続き対応していきます。アレルギー専用室が今度できますので、アレルギー専用室には、小麦粉、すりゴマ、これらは飛散するおそれがありますので入れません。入れないということで主菜となる料理の場合、特に塩焼き、素揚げ、こういうことはできますので、例えば天ぷらの場合、小麦粉は当然持ち込まないということになりますので、小麦粉を使わないで例えばでんぷんで揚げたり、唐揚げの場合も、小麦粉を使わないで鶏肉をそのまま揚げたりまたは焼いたりして、対応していきたいと考えております。

それから、代替食につきましては、現在全く対応しておりませんが、来年度以降、一番アレルギーの多い卵についてのみ、オムレツと卵焼きが主菜となる場合、対応していきたいと考えております。いろんな食材を使っておりますので、当日使用する食材の中から別の献立を作りまして対応して、子どもさんに提供していきたいと思っております。

ただし、今後PFIの事業者が、調理が円滑に行われ軌道に乗った段階で、改めて卵に関するほかの献立もできないかどうか考えていきたいと考えております。

それから、小麦粉のアレルギーを持った子どもさんへの対応ですが、調理場につきましては毎日二通りの献立を作っておりますので、一つのほうの献立でパン、麺を使っても、もう一つの献立のラインではご飯を炊いております。ですので、小麦粉のアレルギーを持った子どもさんが希望する場合には、パン、麺、これは出せませんが、代わりにご飯を提供していきたいと、そういうふうを考えています。

25年度から対応するアレルギー食品につきましては、モモ、パイナップル、リンゴなど、これらはミックスフルーツ、フルーツヨーグルトなどに缶詰を使って提供しておりますが、これらはモモのアレルギーの子どもさんはモモを省くとか、そういうことは当然できますので、モモ、パイナップル、リンゴなど、缶詰のフルーツを使用して入れるものにつきましては対応していきたいと思っております。

それらを考えますと単独校は8品目、調理場は10品目、来年からは対応して安全な給食を提供していきたいと考えております。なお単独校につきましては、その年によって急に人数が増えたり、人数が減ったりとか、そういう人数の加減が大幅でございます。そういうこともございますので、その年のアレルギーの対応できる人数また対応内容によりましては、この方針にないものにつきましても、柔軟に安全に給食が提供できるという観点の中で、栄養士、調理員、校長先生の判断の中で、改めて対応できるかどうかを検討していきたいと考えております。

以上です。

○福田委員長 詳細なご説明ありがとうございました。学校給食におけるアレルギー対応方針についての説明を終了します。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 感想を含めて一緒によろしいでしょうか。

ただいま近藤学校給食課長より詳細にわたっての説明がありました。安全安心の学校給食の提供、それに積極的に取り組んでいる、その対応を今お聞きしたわけですが、改めてここまで対応していただけることに感謝申し上げたいと思います。

その上で私のほうから1点だけお願いしたいと思います。それは学校給食の最終のチェック、これが先ほど近藤学校給食課長から説明がありましたが、担任の先生が最終確認すると、そういうふうになっております。そこで学校給食でのアレルギー対応の流れ、これをよく確認され、最終チェックをする先生方が意識をさらに高めてほしいと思っております。

そのために是非、校内研修を通して学校給食の役割あるいは国の学校給食実施基準、あと立川市の現在の取組、特にその中でも最近4、5年、アレルギーを持った児童生徒の推移、そういうものをしっかり見ていただきたいということ。あわせて学校給食で対応する品目やアレルギー対応の流れ、それらをもとにしながら、先生方が是非、士気を高めて最終チェックを行うようお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○福田委員長 最終チェックについてはいかがですか。

○近藤学校給食課長 今年も夏前ですか、改めまして全校長先生方に、担任の先生方が最後は確認するわけですので、それについての指導をよろしく願いしたいという話をさせていただきまして、改めて学校側も担任の先生の最後の引き渡しのそれが非常に重要だという認識をしていただきました。ですので各学校におきましては、朝の職員会議だとかいろいろな場をとらえて、担任の先生にアレルギーについての最終確認をお願いしたいという話は校長先生からやっていたいただきました。

昨年の12月にも、全校長先生方に私どものほうから話をしたのですが、半年経ちまして、改めて校長先生を通じて先生方全員にアレルギーの子どもさんの対応、認識を持っていただいたという経緯がございます。今後も、来年の1月の校長会には改めてこのアレルギーについての話をさせていただく予定ですので、その場を活用しながら、アレルギーの事故をとにかく一緒になって起こさない取組を続けていきたいと考えております。

○福田委員長 ありがとうございます。いいですか。

○田中委員 この問題については命にかかわる問題ですので、繰り返し繰り返し指導し、また士気を高めていく、そこが大事ですので、重ねてのご指導をよろしく願いします。

○福田委員長 ほか、ございますか。平山委員。

○平山委員 1点質問させていただきたいのですが、以前、報告で共同調理場においてアレルギーのチェック体制をホワイトボードに転記ということで報告があったと思いますが、このホワイトボードに転記という方法は比較的ミスを誘発しやすいと報告が出ていますが、この新共同調理場において、どのようなチェック体制でいくのか教えてください。

○近藤学校給食課長 チェック体制につきましては、昨年1学期、2学期でアレルギー事故が小学校で4件起きたということもございまして、昨年の12月の段階で、私が当時、教育部長をやっておりましたので責任者という形で、関係する課長そして学校の校長先生にも入っていただきまして、アレルギーの対応につきまして改めて見直しをさせていただきました。

当時、現状を分析したところ、ダブルチェックがほとんどされていませんでした。調理場におきましても単独校におきましても、また学校の先生方が子どもさんからアレルギーの申出を受ける場合におきましても、ほとんど一人でやっていてダブルチェックが全くされていないということがはっきりいたしましたので、昨年の12月の段階で、調理場におきましても単独校におきましても、必ず栄養士さん二人、また調理員さんが絡むとか、単独校におきましては栄養士さんと調理員さんが必ずペアを組んでチェックをするとか、学校におきましても保護者の方からアレルギーの申請があった場合には、養護の先生一人ではなくて、副校長先生も絡んでいただくとか、必ずどの場所におきましても最低二人体制、そういう体制をきちっとするような流れを作らせていただきました。

その中で転記をしなくてもできるかどうかという検討もさせていただいたのですが、現状の中では、どうしても転記をしないわけにはこの給食の調理はなかなかできないということがございましたので、転記は致し方ないということになりました。

ただし、今、委員おっしゃったとおり、チェック体制は非常に大事なので、栄養士さんが、例えば調理場で栄養管理システムにアレルギーについてのお子様の情報を入力するのですが、一旦入力したものを別の栄養士さんが必ずそこでもう一回確認をする。そして調理をする段階におきましても、ホワイトボードに記入をするのですが、それを今までは栄養士さんが一人で書いて、その場で終わって、それが正しいという認識の中で当日調理をしていたのですが、それをもう一人の栄養士さんが必ずチェックをして、書き間違いがないかどうかを確認します。それから当日におきましても、作りながら調理員さんも本当にこの内容で正しいかどうか、さらにそこに調理員さんが絡みまして、本当にその内容がいいかどうかを二人、三人、そういうダブルまたはトリプルチェックの中で調理場につきましては対応しております。

単独校におきましても、栄養士さんと調理員さんがアレルギーの子どもさんについての内容をそれぞれ当日の調理の給食のアレルギー対応表に書き写しまして、それを持ち寄って、本当に同じことが書いてあるかどうかというチェックをして、記入漏れまたは記入間違いがないかどうかの確認をして、当日作っていくという流れでございます。

学校におきましても、アレルギーの子どもさんの内容はこういう内容ですよという、アレルギーの子どもさんの一人ひとりの情報を担任の先生が必ず持っておりまして、最後渡すときに、本当にこの給食からはどんなことが対応済かというチェックをして、最終確認をして渡しているということで現在対応しておりますので、昨年確かに事故がありました。現在は転記はしておりますが二重、三重、四重のチェックで安全な給食は提供できていると判断しています。

○福田委員長 ありがとうございます。平山委員、よろしいですか。

○平山委員 はい。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、昨年来4件、要するにアレルギー対応が不適切ということで事故が

ありましたけれども、是非今後、今ていねいなご説明がありましたように、食物アレルギーが多様化していった、また、ますますその対象の児童が増えてくるのではないかと私は懸念しておりますけれども、是非ダブルチェック等の徹底を図っていただいて、安全安心の学校給食の提供方、よろしくどうぞお願い申し上げます。

それではないようでしたら、報告(1)についてはこれで終了とさせていただきます。

---

## ◎報 告

### (2) 子ども未来センター開設に伴う諸規則(立川市地域学習館条例施行規則、立川市市民体育館条例施行規則、立川市練成館条例施行規則、立川市運動場条例施行規則)の一部改正について

○福田委員長 次に報告(2) 子ども未来センター開設に伴う諸規則(立川市地域学習館条例施行規則、立川市市民体育館条例施行規則、立川市練成館条例施行規則、立川市運動場条例施行規則)の一部改正について、の報告でございます。

お手元の6枚綴り、新様式及び旧様式の資料をご参照願います。

小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは報告(2) 子ども未来センター開設に伴う諸規則(立川市地域学習館条例施行規則、立川市市民体育館条例施行規則、立川市練成館条例施行規則、立川市運動場条例施行規則)の一部改正について、ご説明いたします。

これら4施設の規則の一部改正につきましては、いずれも12月25日にオープンする子ども未来センター開設に伴いまして、各施設利用に係る共通の申請書等の様式について、ご配付した資料のとおり赤い部分2ヵ所について所定の変更を行うものでございます。

なお、本来、本改正につきましては議案としてご審議いただくところでございますが、内容はご覧のとおり様式の簡易な変更でございますので、ご報告としてあげさせていただきます。ご了承をお願いいたします。

報告は以上です。

○福田委員長 ありがとうございます。12月25日開設の子ども未来センター開設に伴う諸規則の一部改正についての説明を終了いたします。

それでは質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見等お願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 申請書などへの名称加入の改正でございますね。よろしくどうぞお願い申し上げます。

それでは、報告(2)を終了いたします。

---

## ◎議 案

### (2) 議案第34号 分限懲戒等について

○福田委員長 次に1議案に戻ります。

議案第 34 号、分限懲戒等について、を議案といたします。

なお、冒頭でお諮りいたしましたように、本議案は秘密会といたしますので、傍聴の方はご退室願います。

暫時休憩といたします。

午後 2 時 1 1 分休憩

---

---

午後 2 時 1 4 分再開

○福田委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、4 その他に移ります。その他ございますか。



〔「ありません」との声あり〕

---

◎閉会の辞

○福田委員長 次回の日程確認を行います。次回、平成24年第23回立川市教育委員会定例会を平成24年12月10日（月曜日）、午後1時30分より、104会議室にて開催いたします。

以上で平成24年第22回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後2時15分

署名委員

.....

委員長